

## 郡山市業務改善賃上げ応援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、設備投資等の生産性の向上に取り組み、賃上げを行う市内の中小企業等を支援するため、中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）交付要綱（令和5年8月31日付け厚生労働省発基0831第40号（以下「国補助金交付要綱」という。）により補助金（以下「国補助金」という。）の支給の決定を受けた事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の交付の対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる事業者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内の事業場に係る国補助金について、令和5年4月1日から令和6年3月31日までに交付申請を行い、令和7年1月31日までに交付確定の通知を受けた者
- (2) 市税等（個人市民税、法人市民税、固定資産税（都市計画税含む。）、軽自動車税、事業所税、入湯税及び国民健康保険税をいう。）を滞納していない者

(補助金の交付の対象経費等)

第3条 補助金の対象は令和5年4月1日から令和6年3月31日までに交付申請を行った国補助金であり、令和7年1月31日までに交付確定の通知を受けているものとする。

- 2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、国補助金交付要綱第4条第1項に掲げる経費とし、補助金の額は補助対象経費の10分の1以内の額で、1事業場当たり60万円を上限とする。
- 3 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の申請をしようとする事業者は、令和7年1月31日までに、補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 事業実績報告書（国補助金交付要綱様式第9号）の写し
- (2) 国補助金の事業実績報告書に添付した国庫補助金精算書（国補助金交付要綱様式第9号別紙1）及び事業実施結果報告（国補助金交付要綱様式第9号別紙2）の写し
- (3) 交付額確定及び支給決定通知書（国補助金交付要綱様式第11号）の写し
- (4) 同意書兼誓約書（第2号様式）
- (5) 預金通帳の写し等補助金の振込先口座を確認できる書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項に規定する補助金の交付の申請は、規則第4条の2第3項の規定により事業の実績に基づき精算額で行うものとする。  
(補助金の交付の条件)

第5条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

(2) 市長が必要に応じて行う調査に協力すること。

(補助金の額の決定)

第6条 規則第15条第3項の規定により同条第1項の補助金等交付額確定通知書は、省略するものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月11日から施行する。

この要綱は、決裁日から施行し、改正後の規定は令和6年4月1日から適用する。